

地震編

目次

地震編

第1章 地震編の概要	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	1
第2節 大月市の特質と過去の地震災害.....	9
第3節 想定地震.....	10
第4節 被害想定.....	11
第2章 地震災害予防計画	26
第1節 防災組織の充実.....	26
第2節 地震に強いまちづくりの推進.....	26
第3節 大震火災対策の推進.....	28
第4節 生活関連施設の安全対策の推進.....	30
第5節 建築物災害予防計画.....	34
第6節 防災施設・資機材の整備計画.....	36
第7節 広域応援体制整備計画.....	36
第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進.....	37
第9節 災害ボランティア活動環境の支援計画.....	41
第10節 防災訓練に関する計画.....	42
第11節 要配慮者対策の推進.....	43
第3章 地震災害応急対策計画	46
第1節 応急活動体制.....	46
第2節 職員配備計画.....	50
第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画.....	56
第4節 応援協力要請計画.....	56
第5節 広域一時滞在計画.....	56
第6節 自衛隊災害派遣要請計画.....	56
第7節 地震災害情報等の収集伝達計画.....	56
第8節 被害状況等報告計画.....	59
第9節 広報計画.....	62
第10節 災害通信計画.....	64
第11節 消防計画.....	64
第12節 緊急輸送計画.....	67
第13節 交通対策計画.....	68
第14節 被災建築物応急危険度判定計画.....	68
第15節 被災宅地危険度判定計画.....	70
第16節 災害救助法の適用計画.....	72
第17節 避難計画.....	72
第18節 要配慮者、避難行動要支援者対策計画.....	74
第19節 医療助産計画.....	74
第20節 防疫計画.....	74

第21節	食料及び生活必需物資供給計画	74
第22節	給水計画	74
第23節	教育計画	74
第24節	災害廃棄物処理計画	76
第25節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	76
第26節	救助・救出計画	76
第27節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	78
第28節	障害物除去計画	78
第29節	生活関連施設の応急対策計画	78
第30節	労働力確保計画	80
第31節	民生安定事業計画	80
第4章	南海トラフ地震に関する事前対策計画	81
第1節	計画作成の趣旨	81
第2節	南海トラフ地震臨時情報等について	81
第3節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	83
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	84
第5節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	86

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等と連携し、防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の連携し、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 地震災害予防対策

ア 地震防災に関する組織の整備

イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教

- 訓を伝承する活動の支援
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- キ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成、指導
- コ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ アからサまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善
- (2) 地震防災応急対策
 - ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
 - イ 南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
 - ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
 - エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
 - オ 避難の指示等
 - カ 被災者の救助その他の保護
 - キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請
 - ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
 - ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
 - コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - サ 緊急輸送の確保
 - シ 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置、応急危険度判定の実施
 - ス 被災宅地本部の設置、被災宅地危険度判定の実施
 - セ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
 - ソ 市の施設等の安全措置及び応急復旧
 - タ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - チ 他機関への応援要請
 - ツ アからチまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置
- (3) 災害復旧対策
 - ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
 - イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

- (1) 地震災害予防対策
 - ア 地震防災に関する組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難指示等
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置

- (イ) 手形交換の特例措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- (2) 関東農政局（山梨県拠点）
- ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
 - イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
 - エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
 - オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
 - カ 主要食糧等の在庫状況把握
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
- ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立
- (5) 気象庁（甲府地方气象台）
- ア 南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ウ 地震情報の発表と伝達
 - エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (6) 関東総合通信局
- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会を運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更等を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
- (7) 山梨労働局
- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行う。

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 通信施設等の整備
- ウ 災害危険区域等の関係機関への通知
- エ 官庁施設の災害予防措置
- オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- カ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
- キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ク 災害時における復旧資材の確保
- ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- コ 災害時のための応急復旧資材の備蓄
- サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
- シ 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - (ア) 初動体制の立ち上げ
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 被災状況等の把握
 - (エ) 被災者の救命・救助
 - (オ) 被害の拡大防止・軽減
 - (カ) 被災した地方公共団体支援
 - (キ) 被災者・避難者の生活支援
 - (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
 - (ケ) 強い揺れへの備え
 - (コ) 巨大な津波への備え
- ス 首都直下地震対策計画
 - (ア) 首都中枢機能の継続
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - (エ) 被災状況等の把握
 - (オ) 被災者の救命・救助
 - (カ) 被害の拡大防止・軽減
 - (キ) 被災した地方公共団体支援
 - (ク) 被災者・避難者の生活支援
 - (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
 - (コ) 強い揺れへの備え
 - (サ) 巨大な津波への備え
- セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面特科連隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - カ 防災関係資器材の点検・整備
 - キ 隊員の非常参集態勢の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 地震災害警戒本部会議への参加
 - イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
 - ウ 災害派遣初動の準備
 - エ 災害等情報の収集
 - オ 通信の確保
 - カ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
 - (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
- (1) 東日本旅客鉄道（株）（山梨統括センター）
 - ア 南海トラフ地震に関する情報等の伝達
 - イ 列車運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護体制の確立
 - エ 列車の運行状況等の広報
 - オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - (2) NTT東日本（株）（山梨支店）、（株）NTTドコモ山梨支店
 - ア 主要通信の確保
 - イ 通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその準備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
 - (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動

- エ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道
 - (5) 中日本高速道路(株)(東京支社)
所轄する高速道路等について、次の事項を行う。
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関連する情報の伝達
 - イ 利用者への広報
 - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - エ 緊急輸送を確保するための措置
 - (6) 東京電力パワーグリッド(株)(大月支社)
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
 - (7) 日本通運(株)(山梨支店)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
 - (8) 日本郵便(株)(大月市内郵便局)
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
- (1) 放送機関((株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士)
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
 - (2) 輸送機関(山梨交通(株)、富士急行(株)、富士急山梨バス(株)、(社)山梨県トラック協会)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - ウ 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
 - (3) ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田ガス株式会社、一般社

団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、（社）山梨県エルピーガス協会）

- ア ガス供給施設の保安整備
- イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
- ウ 被災地に対するガス供給体制の確立

(4) 北都留医師会（大月地区）

- ア 被災者に対する救護活動の実施
- イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ウ 助産救護
- エ 死亡の確認及び死体の検案

7 大月警察署

- (1) 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- (2) 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- (3) 被災者の救出、救護
- (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) クレイン農業協同組合、大月市森林組合
 - ア 農林産物の災害応急対策の指導
 - イ 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
 - ウ 農林業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
 - エ 農林産物の供給調整体制の確立
- (2) 大月市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (4) 大月市歯科医師会
 - ア 歯科医療救護活動
 - イ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 死体の検案の協力
 - エ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
- (5) 大月市薬剤師会
 - ア 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理
 - イ 医薬品の調達、供給
 - ウ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
- (6) 大月市建設協会
 - ア 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力
 - ウ 応急仮設住宅の建設の協力
 - エ その他災害時における復旧活動の協力

- オ 加盟各事業者との連絡調整
- (7) 社会福祉施設の管理者
 - ア 入所者に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - エ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
 - キ 避難設備の整備及び避難訓練の実施
 - ク 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - ケ 避難者の受け入れ準備
- (8) 学校
 - ア 児童生徒に対する南海トラフ地震に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - エ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - オ 応急医薬品の整備
 - カ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - キ 災害時における収容者の保護受入の準備
 - ク 火気使用及び実験学習の中止
- (9) 大月市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保
- (10) 山梨県防犯協会大月支部・大月交通安全協会
 - ア 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報
 - イ 災害時の交通規制、防犯対策の協力
 - ウ その他災害応急対策の業務の協力
- (11) 自主防災組織
 - ア 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力
 - エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等の協力
 - オ その他応急対策全般についての協力

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 資料-1

第2節 大月市の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「大月市の概況」を準用する。

第3節 想定地震

第1 想定地震

1 山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）

(1) 県は、山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）において、山梨県に被害を及ぼす地震として、次の10種類の地震を想定した。

ア 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震

イ 首都直下地震（M7クラス立川市直下）

相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

ウ 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震

エ 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震

オ 曽根丘陵断層帯

甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震

カ 扇山断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

キ 身延断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

ク 塩沢断層帯

山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震

ケ 富士川河口断層帯

山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震

コ 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）

相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としている。

今回調査対象とした断層により発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

第4節 被害想定

第1 想定地震等の概要

想定地震の概要は、次のとおりである。

対象地震	地震規模M (Mw)	30年以内の発生確率
南海トラフの巨大地震（東側ケース） 海溝型	M9クラス(9.0)	70～80% ^{※1}
首都直下地震M7（立川市直下） 海溝型	M7クラス(7.3)	70%程度 ^{※2}
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間 活断層	7.4(6.8)	0.9～8%
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間 活断層	7.6(7.0)	ほぼ0～0.1%
曾根丘陵断層帯 活断層	7.3(6.8)	1%
身延断層 活断層	7.0(6.5)	不明
塩沢断層 活断層	6.8(6.4)	4%以下
扇山断層 活断層	7.0(6.5)	— ^{※3}
富士川河口断層帯 活断層	A:7.2(7.3) ^{※4} B:8.3(7.8) ^{※4}	10～18%または 2～11% ^{※5}
(参考) 首都直下地震M8（相模トラフ） 海溝型	M8クラス(8.0)	ほぼ0～6%

※1：南海トラフの地震の震源域でM8以上の巨大地震が発生する確率であり、必ずしもM9クラスが70～80%の確率で発生することを意味したものではありません。

※2：南関東地域のどこかでM7程度の地震が発生する確率であり、必ずしも立川市直下で地震が発生することを意味したものではありません。

※3：扇山断層は国（地震調査研究推進本部）による主要活断層帯の長期評価対象外です。

※4,5：富士川河口断層帯：地震規模は地震動評価に用いた活断層重点調査による断層モデルによるセグメントごとの値を記載しています。国による長期評価M8.0とは異なります。発生確率については長期評価では、過去の活動時期などについて、2つの可能性が考えられることから、2つのケースに分けて評価されています。

第2 主な調査項目

- 1 構造別年代別建物棟数
- 2 建物被害
- 3 屋外転倒物・落下物
- 4 時間帯別屋内・屋外人口
- 5 人的被害
 - (1) 死者
 - (2) 負傷者
 - (3) 負傷者のうち重傷者
 - (4) 要救助者
- 6 ライフライン被害
 - (1) 上水道被害
 - (2) 下水道被害
 - (3) LPガス被害
 - (4) 電力被害
 - (5) 通信（固定電話）被害
 - (6) 携帯電話不通ランク
- 7 生活への影響

- (1) 避難者
- (2) 備蓄物資需要量
- (3) 応急住宅需要量
- (4) 空き家被害
- (5) 別荘被害
- (6) 別荘の人的被害
- (7) 災害関連死被害 (建物全壊棟数と関連死の比率)
- (8) 災害関連死被害 (直接死者数と関連死の比率)
- (9) 災害関連死被害 (避難者数の比率)
- 8 災害廃棄物
- 9 その他の被害
 - (1) 危険物施設被害
 - (2) 防災上重要施設被害
 - (3) 文化財被害
 - (4) 帰宅困難者
 - (5) 斜面災害被害箇所数

第3 想定結果

1 構造別年代別建物棟数

木造							非木造			計
不明	～1950	1951～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～	不明	～1981	1982～	
3,196	121	1,894	2,282	2,204	2,202	1,385	67	1,049	2,045	16,445

2 建物被害予測結果

ケース	対象地震	液状化による建物被害		揺れによる建物被害		急傾斜地崩壊による建物被害		火災による焼失棟数	合計	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数		全壊棟数	半壊棟数
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	1	6	84	277	10	23	-	95	306
	首都直下地震M7 (立川市直下)	1	4	162	446	12	26	-	174	476
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	-	-	3	17	0	1	-	4	18
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	-	-	0	0	0	1	-	2	13
	曾根丘陵断層帯	1	6	192	344	10	24	-	203	373
	身延断層	-	-	-	-	0	0	-	0	0
	塩沢断層	0	1	0	3	5	11	-	5	14
	扇山断層	0	1	689	980	15	32	-	704	1,013
	富士川河口断層帯	0	1	340	716	2	4	-	342	721
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	1	6	2,229	2,257	23	41	261	2,514	2,305

3 屋外転倒物・落下物予測結果

対象地震	ブロック塀等被害数 (件)	自動販売機の転倒数 (台)	屋外落下物が生じる 建物数(棟)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	124	0	1
首都直下地震M7(立川市直下)	191	1	5
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	0	-	-
曾根丘陵断層帯	268	1	26
身延断層	-	-	-
塩沢断層	27	0	-
扇山断層	548	2	113
富士川河口断層帯	3	-	-
(参考) 首都直下地震M8(相模トラフ)	1201	4	607

4 時間帯別屋内・屋外人口

人口	5時			12時			18時		
	滞留人口	屋内人口	屋外人口	滞留人口	屋内人口	屋外人口	滞留人口	屋内人口	屋外人口
22,632	22,632	22,417	215	20,426	19,543	883	21,731	19,842	1,889

5 人的被害予測結果

(1) 死者

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
		うち屋内収容物						
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	5	0	0	1	0	0	6
	首都直下地震M7（立川市直下）	10	0	0	1	0	0	11
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	0	0	-	-	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	0	0	0	0	0	-	0
	曾根丘陵断層帯	12	0	0	1	0	0	13
	身延断層	-	0	0	0	-	-	0
	塩沢断層	0	0	0	0	0	-	0
	扇山断層	40	1	0	1	0	0	41
	富士川河口断層帯	21	0	0	0	0	-	21
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	132	4	10	2	0	0	144

(2) 負傷者

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
		うち屋内収容物						
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	60	4	0	1	0	0	61
	首都直下地震M7（立川市直下）	101	6	0	1	0	0	102
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	4	0	0	0	-	-	4
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	2	0	0	0	0	-	2
	曾根丘陵断層帯	89	9	0	1	0	0	90
	身延断層	-	0	0	0	-	-	0
	塩沢断層	1	1	0	0	0	-	1
	扇山断層	273	20	0	1	0	0	274
	富士川河口断層帯	175	1	0	0	0	-	175
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	730	60	6	2	0	0	739

(3) 負傷者のうち重症者

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
			うち屋内収容物					
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	8	1	0	0	0	0	9
	首都直下地震M7（立川市直下）	16	1	0	1	0	0	16
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	0	0	-	-	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	0	0	0	0	0	-	0
	曾根丘陵断層帯	18	2	0	1	0	0	19
	身延断層	-	0	0	0	-	-	0
	塩沢断層	0	0	0	0	0	-	0
	扇山断層	65	4	0	1	0	0	65
	富士川河口断層帯	32	0	0	0	0	-	32
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	206	13	2	1	0	0	210

(4) 要救助者

ケース	対象地震	要救助者数
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	13
	首都直下地震M7（立川市直下）	24
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0
	曾根丘陵断層帯	35
	身延断層	-
	塩沢断層	0
	扇山断層	107
	富士川河口 断層帯	55
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	361

6 ライフライン被害

(1) 上水道被害予測結果

対象地震	断水人口（人） 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	2,136	1,892	890	26
首都直下地震M7（立川市直下）	3,057	2,743	1,382	73
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	8	6	2	－
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	23	18	6	－
曾根丘陵断層帯	4,940	4,600	2,885	429
身延断層	0	0	0	－
塩沢断層	620	532	226	3
扇山断層	9,032	8,576	5,864	1,008
富士川河口断層帯	171	137	48	0
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	16,754	16,326	13,049	3,670

(2) 下水道被害予測結果

対象地震	機能支障人口（人） 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1,741	1,144	207	81
首都直下地震M7（立川市直下）	2,113	1,463	331	91
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	48	28	2	2
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	121	72	6	6
曾根丘陵断層帯	3,072	2,378	869	143
身延断層	2	1	0	0
塩沢断層	1,093	666	74	55
扇山断層	4,981	4,048	1,645	219
富士川河口断層帯	747	443	38	38
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	10,623	9,792	6,027	859

(3) LPガス被害予測結果

対象地震	漏洩被害件数（件）
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	3
首都直下地震M7（立川市直下）	21
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	－
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	－
曾根丘陵断層帯	28
身延断層	－
塩沢断層	0
扇山断層	68

富士川河口 断層帯	-
(参考) 首都 直下地震M8 (相模トラフ)	114

(4) 電力被害予測結果

対象地震	機能支障人口 (人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	8,509	970	3	-
首都直下地震M7 (立川市直下)	10,268	1,429	9	-
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	83	3	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	241	9	-	-
曾根丘陵断層帯	11,285	2,733	44	-
身延断層	2	0	-	-
塩沢断層	3,850	280	0	-
扇山断層	15,163	5,308	89	-
富士川河口断層帯	1,642	72	-	-
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	20,452	12,180	517	-

(5) 通信 (固定電話) 被害予測結果

対象地震	機能支障人口 (人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	8,535	973	3	0
首都直下地震M7 (立川市直下)	10,299	1,433	9	0
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	83	3	0	0
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	242	10	0	0
曾根丘陵断層帯	11,319	2,741	45	0
身延断層	2	0	0	0
塩沢断層	3,861	280	0	0
扇山断層	15,208	5,324	89	0
富士川河口断層帯	1,647	72	0	0
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	20,514	12,216	519	0

(6) 携帯電話不通ランク予測結果

対象地震	携帯電話の不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	C	E	E	E
首都直下地震M7 (立川市直下)	B	E	E	E
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	E	E	E	E
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	E	E	E	E
曾根丘陵断層帯	B	E	E	E
身延断層	E	E	E	E
塩沢断層	E	E	E	E

扇山断層	A	D	E	E
富士川河口断層帯	E	E	E	E
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	A	A	E	E

携帯電話の不通ランク (東京都 (2022))

ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域
ランクB	停電率、不通回線率の少なくとも一方が40%以上となる地域
ランクC	停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上となる地域
ランクD	停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%以上となる地域
ランクE	停電率、不通回線率がいずれも20%未満となる地域

7 生活への影響

(1) 避難者数予測結果

ケース	対象地震	1日後		1週間後		1ヶ月後				
		避難者数		避難者数		避難者数				
		うち 避難 所内	うち 避難 所外	うち 避難 所内	うち 避難 所外	うち 避難 所内	うち 避難 所外			
冬 5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	188	113	75	363	182	182	188	56	131
	首都直下地震M7 (立川 市直下)	328	197	131	592	296	296	328	99	230
	糸魚川-静岡構造線断層 帯中南部区間	8	5	3	8	4	4	8	2	6
	糸魚川-静岡構造線断層 帯南部区間	5	3	2	6	3	3	5	2	4
	曾根丘陵断層帯	351	210	140	984	492	492	421	126	295
	身延断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	塩沢断層	10	6	4	64	32	32	10	3	7
	扇山断層	1,163	698	465	2,339	1,169	1,169	1,163	349	814
	富士川河口断層帯	607	364	243	607	303	303	607	182	425
	(参考) 首都直下地震M 8 (相模トラフ)	3,869	2,321	1,547	6,164	3,082	3,082	3,869	1,161	2,708

(2) 備蓄物資需要量予測結果

対象地震	飲料水 (リットル)			食料 (食)		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	5,400	2,600	80	540	1,000	540
首都直下地震M7 (立川市直下)	7,900	4,000	210	950	1,700	950
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	20	0	-	20	20	20
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	50	20	-	10	10	10
曾根丘陵断層帯	13,000	8,300	1,200	1,000	2,800	1,200
身延断層	0	0	-	0	0	0
塩沢断層	1,400	610	10	30	170	30
扇山断層	25,000	17,000	2,900	3,400	6,700	3,400
富士川河口断層帯	390	140	0	1,700	1,700	1,700
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	47,000	38,000	11,000	10,000	17,000	11,000

対象地震	育児用粉ミルク (グラム)			毛布 (枚)		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	70	140	70	220	350	110
首都直下地震M7 (立川市直下)	130	230	130	380	570	190
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	0	10	10	0
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0	10	0	0
曾根丘陵断層帯	140	380	160	400	950	240
身延断層	0	0	0	0	0	0
塩沢断層	0	20	0	10	60	10
扇山断層	450	910	450	1,300	2,200	670
富士川河口断層帯	240	240	240	700	580	350
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	1,400	2,300	1,400	4,200	5,700	2,100

対象地震	携帯・簡易トイレ (回)			乳児・小児用おむつ (枚)		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	80	70	0	10	30	10
首都直下地震M7 (立川市直下)	190	170	10	30	50	30
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	-	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	-	0	0	0
曾根丘陵断層帯	340	600	40	30	80	30
身延断層	0	0	-	0	0	0
塩沢断層	0	0	0	0	0	0
扇山断層	2,100	2,900	250	90	180	90
富士川河口断層帯	20	10	0	50	50	50
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	13,000	17,000	2,900	280	460	280

対象地震	大人用おむつ (枚)			生理用品 (枚)		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	10	10	10	30	60	30
首都直下地震M7 (立川市直下)	10	20	10	50	100	50
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0	0	0	0
曾根丘陵断層帯	10	40	20	60	160	70
身延断層	0	0	0	0	0	0
塩沢断層	0	0	0	0	10	0
扇山断層	40	90	40	190	380	190
富士川河口断層帯	20	20	20	100	100	100
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	140	230	140	590	980	600

(3) 応急仮設住宅需要予測結果

対象地震	応急住宅 必要戸数 (戸)	供給可能 戸数 (戸)	応急住宅 不足数 (戸)
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	20	480	-
首都直下地震M7 (立川市直下)	40		-
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	0		-
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	0		-
曾根丘陵断層帯	50		-
身延断層	0		-
塩沢断層	0		-
扇山断層	140		-
富士川河口断層帯	70		-
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	440		-

(4) 空き家被害予測結果

ケース	対象地震	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	18	-	58
	首都直下地震 M7 (立川市 直下)	33	-	90
	糸魚川-静岡 構造線断層帯 中南部区間	1	-	3
	糸魚川-静岡 構造線断層帯 南部区間	0	-	2
	曾根丘陵断層帯	39	-	71
	身延断層	0	-	0
	塩沢断層	1	-	3
	扇山断層	133	-	192
	富士川河口 断層帯	65	-	136
	(参考) 首都 直下地震M8 (相模トラフ)	427	49	436

(5) 別荘被害予測結果

ケース	対象地震	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	1	-	3
	首都直下地震M7 (立川市直下)	2	-	5
	糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	0	-	0
	糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	0	-	0
	曾根丘陵断層帯	2	-	4
	身延断層	0	-	0
	塩沢断層	0	-	0
	扇山断層	7	0	10
	富士川河口断層帯	4	-	7
	(参考) 首都 直下地震M8 (相模トラフ)	23	3	24

(6) 別荘の人的被害予測結果

ケース	対象地震	死者	負傷者	重傷者
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	0	1	0
	首都直下地震M7（立川市直下）	0	2	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0
	曾根丘陵断層帯	0	1	0
	身延断層	0	0	0
	塩沢断層	0	0	0
	扇山断層	1	4	1
	富士川河口 断層帯	0	3	0
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	2	11	3

(7) 災害関連死被害予測結果（建物被害全壊棟数と関連死の比率）

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）	
		災害関連死者比率 0.9%	災害関連死者比率 2.3%
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1	2
	首都直下地震M7（立川市直下）	2	4
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	2	5
	身延断層	0	0
	塩沢断層	0	0
	扇山断層	6	16
	富士川河口断層帯	3	8
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	23	58

(8) 災害関連死被害予測結果（直接死者数と関連死の比率）

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）	
		災害関連死者比率 15.76%	災害関連死者比率 16.76%
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1	1
	首都直下地震M7（立川市直下）	2	2
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	2	2
	身延断層	0	0
	塩沢断層	0	0
	扇山断層	6	7
	富士川河口 断層帯	3	4
	（参考）首都 直下地震M8（相模トラフ）	23	24

(9) 災害関連死被害予測結果 (避難者数の比率)

ケース	対象地震	災害関連死者数 (人)	
		災害関連死者比率 0.07%	災害関連死者比率 0.98%
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	0	4
	首都直下地震M7 (立川市直下)	0	6
	糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	0	0
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	1	10
	身延断層	0	0
	塩沢断層	0	1
	扇山断層	2	23
	富士川河口 断層帯	0	6
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	4	60

8 災害廃棄物予測結果

ケース	対象地震	揺れ・液状化による 災害廃棄物 (t)	火災による 災害廃棄物 (t)	合計 (t)
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	16,265	-	16,265
	首都直下地震M7 (立川市直下)	28,437	-	28,437
	糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	782	-	782
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	458	-	458
	曾根丘陵断層帯	28,438	-	28,438
	身延断層	-	-	-
	塩沢断層	128	-	128
	扇山断層	110,379	-	110,379
	富士川河口 断層帯	55,256	-	55,256
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	308,087	21,610	329,697

9 その他の被害

(1) 危険物施設被害予測結果

対象地震	危険物件数	火災	流出	破損等
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	111	-	-	-
首都直下地震M7 (立川市直下)		-	0.00	0.11
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間		-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間		-	-	-
曾根丘陵断層帯		-	0.00	0.06
身延断層		-	-	-
塩沢断層		-	-	-
扇山断層		-	0.02	0.44
富士川河口断層帯		-	-	-
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)		0.00	0.14	1.86

(2) 防災上重要施設被害予測結果

対象地震	総数	地震動					液状化	火災			
		風速 8 m									
		震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	17	4	12	1	-	-	2	-	-	-	
首都直下地震M7（立川市直下）		2	10	4	-	-	2	-	-	-	
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間		1	-	-	-	-	-	-	-	-	
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間		1	-	-	-	-	-	-	-	-	
曾根丘陵断層帯		4	7	5	1	-	2	-	-	-	
身延断層		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
塩沢断層		11	4	-	-	-	-	-	-	-	
扇山断層		1	4	6	5	-	1	-	-	-	
富士川河口断層帯		12	-	-	-	-	-	-	-	-	
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）		-	1	5	7	4	2	1	1	-	

(3) 文化財被害予測結果

対象地震	総数	地震動					液状化	火災			
		風速 8 m									
		震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
首都直下地震M7（立川市直下）		-	3	-	-	-	1	-	-	-	
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
曾根丘陵断層帯		1	1	-	-	-	-	-	-	-	
身延断層		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
塩沢断層		1	1	-	-	-	-	-	-	-	
扇山断層		-	2	1	-	-	1	-	-	-	
富士川河口断層帯		1	-	-	-	-	-	-	-	-	
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）		-	-	1	2	-	1	-	1	1	

(4) 帰宅困難者数予測結果

県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
1,125	198	1,323	381	54	435

(5) 斜面災害被害箇所数

対象地震	急傾斜地の崩壊				地すべり				土石流			
	大	中	小	なし	大	中	小	なし	大	中	小	なし
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	1	25	301	270	0	0	0	26	1	6	158	71
首都直下地震M7(立川市直下)	6	75	366	150	0	0	0	26	1	21	157	57
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	0	0	175	422	0	0	0	26	0	0	76	160
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	0	0	223	246	0	0	0	22	0	0	90	76
曾根丘陵断層帯	28	67	310	192	0	0	0	26	14	42	133	47
身延断層	0	0	175	422	0	0	0	26	0	0	76	160
塩沢断層	0	0	214	383	0	0	0	26	0	1	90	145
扇山断層	61	189	224	123	0	0	0	26	15	79	98	44
富士川河口断層帯	0	0	184	413	0	0	0	26	0	1	77	158
(参考) 首都直下地震M8(相模トラフ)	367	201	27	2	0	0	0	26	139	83	14	0

第2章 地震災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

総務管理課	まちづくり創生課
産業観光課	建設課
地域整備課	消防本部

市は、関係機関と連携して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 市街地の整備等

地域整備課は、災害に強い市街地の形成のため、各種事業等を推進する。

1 市街地の整備

住みよい市街地の形成及び機能的な都市行動の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、駅を拠点とした周辺整備、市街地整備事業を推進する。

特に、大月駅周辺や鳥沢駅南地区では、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯となる道路、都市公園を整備するなど防災に配慮した土地区画整理事業を推進する。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

3 宅地開発の規制

県は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、安全な宅地造成の指導、監督に努め、地域整備課は、県の災害防止に協力する。

第2 建築物の安全化

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。本市においては、JR大月駅周辺の市街地2.6haが防火地域に指定されているが、今後も必要に応じ、防火地域、準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物、準耐火建築物または防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

建設課は、既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。新築の市営住宅については、

不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

2 建築物の耐震化

関係各課は、各建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律等による耐震診断・改修を推進する。

(1) 公共建築物の耐震化

防災上重要な公共施設について耐震性・耐火性を備えた施設への改築、補強等の耐震改修に努める。

(2) 一般建築物等の耐震化

耐震改修の相談窓口を開設し、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修について相談業務、知識の啓発・普及を行う。

また、危険な建築物の所有者に対し、建築物の補修、窓ガラス、外装材等落下物の予防措置の指導を行う。自動販売機の転倒、看板等の落下、落下物ブロック塀の倒壊、煙突の折損等を防止するため、所有者に対し、安全確保を指導する。

第3 道路・橋りょうの整備

建設課、産業観光課は、災害時の緊急輸送路等を確保するため、道路・橋りょうの整備を推進する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、国道20号、139号が市内幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

第4 水害予防対策の推進

1 河川の整備

建設課は、河川の重要水防箇所等に対し、関係機関と連携し、河川構造物の整備、改修を推進する。

資料編 ・ 重要水防区域一覧 資料-74

2 水防体制の強化

総務管理課、建設課、消防本部は、消防団、関係機関と連携し、水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

＜水防体制の強化事項＞

- 河川情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

3 平常時の巡視

建設課消防本部は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、予想される危険区域を平常時に巡視し、異常箇所等の把握に努める。

第5 土砂災害予防対策の推進

1 危険区域の指定、整備

建設課、産業観光課は、県に対し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

第3節 大震火災対策の推進

総務管理課 消防本部
消防団

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市及び消防本部は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 予防対策の強化

消防本部は、火災予防のため、事業所等に対する予防対策を推進する。

1 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 建築同意制度の効果的運用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度の効果的運用を図る。

4 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

資料編 ・ 地区別危険物施設数 資料-88

5 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

6 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

- (1) 春秋火災予防運動の普及啓発
- (2) 講習会、講演会等による一般啓発
- (3) 報道機関等による防火思想の普及
- (4) 婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

第2 消防力の強化

消防本部は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

1 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

2 消防水利の整備

計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利の整備に努める。

3 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。

資料編 ・ 消防力の整備状況 資料-85

・ 防火水槽設置状況 資料-85

・ 消防資機材保有状況 資料-87

第3 家庭に対する指導

市及び消防本部は、自主防災組織等を通して、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の修得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具、感震ブレーカー及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第4節 生活関連施設の安全対策の推進

総務管理課 地域整備課
消防本部

上水道、簡易水道、下水道、電気、ガス、電話等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 水道施設安全対策

地域整備課及び関係機関は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により施設の整備を推進する。

1 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。

3 電力施設の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

4 不足資器材の調達

不足資器材等の調達は、市指定給水装置工事事業者または、他の水道事業者に応援を要請する。

第2 下水道施設安全対策

地域整備課は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保する。

1 下水道施設の現況

本市の下水道普及の状況は、令和7年3月31日現在次のようになっている。

人 口	処理区域内人口	水洗化人口	普及率	水洗化率
21,153人	4,450人	2,834人	21.0%	63.7%

2 公共下水道事業の推進

道路整備や上水道整備などの市街地整備と整合を図りつつ、事業認可区域内の下水道整備を推進するとともに、事業認可区域の拡大に努め、市街地の環境保全と河川や地下水の水質汚濁防止を図る。

3 山間地の下水道整備

山間地における処理については、地域の特性に配慮しつつ、合併処理浄化槽の整備を推進する。

4 公共下水道の加入促進及び水洗化の推進

下水道の整備効果が円滑に得られるよう、整備区域内の加入促進及び水洗化

の向上に努める。

5 事業投資の効率化

下水道整備事業の経営基盤を確立するため、道路整備事業などの他の基盤整備と連携した事業展開を進め、効率的な事業投資に努める。

6 桂川流域下水道との連携

本市の下水道事業は、桂川流域下水道事業計画の関連公共下水道施設整備事業であるため、山梨県と連携を図りながら事業を推進する。

第3 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド（株）大月支店は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 液化石油ガス安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

- 2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
 - (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
 - (2) 応急用資機材、工具類の整備
- 3 消費先の安全確保
 - (1) 容器転倒防止措置の強化
 - (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
 - (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
 - (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策

東日本電信電話（株）山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 電気通信施設の耐震化
 - (2) 主要伝送路の多ルート・分散化
- 2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

 - (1) 災害時優先電話の確保
 - (2) 特設公衆電話の設置
- 3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻ひ状態を防止するため、NTT東日本（株）山梨支店が開設する災害用伝言ダイヤル「171」の利用案内等の周知に努める。

〔録音するとき〕

家族の安否や避難先を録音するとき

1 7 1 にダイヤルする。
(ガイダンスが流れる)



録音の場合**1** 暗証番号を利用する場合**3**
(ガイダンスが流れる)



被災地の方はご自宅の電話番号を
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を
市外局番からダイヤルしてください。

〔再生するとき〕

家族の安否や避難先を再生するとき

1 7 1 にダイヤルする。
(ガイダンスが流れる)



再生の場合**2** 暗証番号を利用する場合**4**
(ガイダンスが流れる)



被災地の方はご自宅の電話番号を
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を
市外局番からダイヤルしてください。

0 X X X X X X X X X X

(ガイダンスが流れる)



0 X X X X X X X X X X

(ガイダンスが流れる)



ダイヤル式電話機

(ガイダンスが流れる)



プッシュ式電話機

1 #

(ガイダンスが流れる)



ダイヤル式電話機

(ガイダンスが流れる)



プッシュ式電話機

1 #

(ガイダンスが流れる)





(ガイドンスが流れる)

(ガイドンスが流れる)

(ガイドンスが流れる)

(ガイドンスが流れる)

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 可搬型移動無線機
- (2) 車載型衛星通信地球局
- (3) 非常用移動電話局装置
- (4) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (5) 応急復旧ケーブル
- (6) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

6 防災訓練の実施

本章第10節「防災訓練に関する計画」により、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な防災訓練を年1回以上実施するものとする。

第7 鉄道施設安全対策

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。
 - ア 橋梁の維持、補修
 - イ のり面、土留の維持及び改良強化
 - ウ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - エ 建設設備の維持、補修
 - オ 通信設備の維持
- (2) 地震計の設置
地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。
- (3) 緊急地震速報による早期列車停止
緊急地震速報受信に自動的に走行中の全列車に緊急地震速報を発信し、乗務員は列車を安全に停止させる措置をとるとともに地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

- 3 要員の確保
 - (1) 緊急連絡体制の整備
 - (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防計画

総務管理課	建設課
消防本部	消防団

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法以前に建築された市有建物については、災害応急活動の拠点となる市役所、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施してきたので、緊急度や優先順位を定め、建替計画や耐震補強を推進する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震対策はもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

第2 建築物の耐震計画（大月市耐震改修促進計画の促進）

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、県が実施した地震被害想定調査によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

そのため、住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と協力して、こうした所有者等の取り組みを支援するとともに、住宅・建築物の所有者、県、市、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を分担し、耐震化の促進に努める。

1 一般建築物の耐震性向上

(1) 住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保する。特に、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者等は、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努める。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

建設課等に「耐震相談窓口」を開設し、住民の相談に応じるほか、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進する。

2 公共建築物の耐震性向上

(1) 市有施設の耐震診断結果を基に、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。

(2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、社会福祉施設等防災上重要な建築物の耐震化を推進する。

3 建築物の耐震性の強化を周知、普及するため、関係者の講習会を開催する。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀などの倒壊により多くの死者が出た。また、倒れた塀が道路をふさぎ、避難、救助、消火活動を妨げることもあった。

また、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況からも、ブロック塀の安全対策の必要性が改めて指摘されています。

ブロック塀に関しては、建築基準法施行令第62条の8により、補強コンクリートブロック造の塀に関する規定が定められている。したがって、この規定を遵守した構造とするよう、市では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対して適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導していく。

また、規定に沿ったブロック塀を造ることも必要だが、ブロック塀に代えて生け垣などを設け、緑のある安全で安心なまちづくりを形成することも重要であるため、通学路沿い、避難場所周辺、公道に面した住宅等の生け垣化を啓発、推奨していく。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置	等
-----	-------	----	---

横断歩道橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機	所有者・管理者	転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。
危険建物	所 有 者	倒壊のおそれのあるものは取り壊しを行う。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏えい等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市及び消防本部は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6節 防災施設・資機材の整備計画

一般災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

総務管理課

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援

体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の締結している協定は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	・No.1 消防相互応援協定 資料-32
	・No.2 山梨県常備消防相互応援協定書 資料-32
	・No.3 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 資料-32
	・No.4 災害時における応急対策業務に関する協定書 資料-32
	・No.6 災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定 資料-32
	・No.7 災害時における緊急離着陸場等の使用に関する協定 資料-32
	・No.8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32
	・No.9 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・No.10 災害時における物資の供給に関する協定書 資料-32
	・No.11 災害時における救援物資の提供に関する協定書 資料-32
	・No.12 特設公衆電話設置に関する覚書 資料-32
	・No.15 災害時相互応援協定書 資料-32

第2 協定の充実等

市は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容を適宜見直して充実を図るとともに、平常時からの連携強化に努める。特に、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県外の市町村との相互応援協定の締結について、検討するものとする。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務管理班に受入窓口を設置し、指揮連絡系統の明確化を図り、併せて職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

総務管理課	子育て健康課
産業観光課	教育委員会
消防本部	消防団

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、市を始めとして各防災関係機関の地震に関する防災対策のみでなく、住民一人ひとりが「自分の命は自分

で守る」との「自助」の意識を持ち、自分の生命、身体、及び財産は、自分で守るということを認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。あわせて、住民が「自分の住む地域は自分で守る」との「共助」の考え方にに基づき、隣保協同の精神をに基づく自主防災組織を結成し平常時から顔の見える関係を築くことで、「支えある絆を育むこと」や、「安心できる環境をつくること」が重要である。

また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったより効果的な地震防災対策を推進する必要がある。

このため、市を始めとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。その際、男女共同参画の視点からの災害対応について理解が深められるよう努めるものとする。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員に地震災害応急対策及び南海トラフ地震臨時情報発表時対策に万全を期すため、次の事項について防災に関する教育を行うものとする。

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対する基礎知識 ・南海トラフ地震臨時情報発表に基づく措置及び情報伝達 ・市が実施している地震対策と課題 ・地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等） ・緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得 ・非常持出袋の用意、3日間から1週間程度の食料や飲料水、簡易トイレ等の生活必需品の備蓄 ・その他 <p>年度当初に各所属等において実施する職場研修等により、上記事項に関する防災対策について周知徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会、研修会の開催 学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。 ・検討会 防災訓練と併せて開催し、業務分担等の認識を深める。 ・見学、現地調査 防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。 ・印刷物等の配布 災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市を始めとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資器材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災組織との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

内 容	方 法
<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識 ・危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識 ・南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法 ・南海トラフ地震臨時情報が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識 ・防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要 ・住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備 ・緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得 ・災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の活用 ・防災ホームページの活用 ・ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布 ・新聞、テレビ、ラジオ ・防災行政無線、CATVの活用 ・SNSの活用 ・社会教育の場の活用 ・県立防災安全センターの活用 ・防災関係資料の作成、配布 ・防災資機材・防災映画、ビデオ等の貸出し ・防災・気象情報のインターネット等への配信

2 幼児、児童、生徒等に対する教育

市は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本旅客鉄道（株）、NTT東日本（株）、中日本高速道路（株）、東京電力パワーグリッド（株）、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3 住民の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災組織への参加・協力
- 5 3日間から1週間程度の食料や飲料水、簡易トイレ等の生活必需品の備蓄

第4 自主防災組織の役割

大規模地震の際には、次のような状況により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

- (1) 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる。
- (2) 道路が遮断され、消防活動等が困難になる。
- (3) 各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される。
- (4) 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成される自主防災組織の充実強化を推進する。

1 方針

自主防災組織の育成は、第一義的には市の責務であるが、組織の性格及び地域差等によりその組織の持続性には困難性が伴うと考えられる。しかしながら

大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要である。また、これらの防災活動を行うにあたり、住民各自がばらばらに行動するのは、効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、現在の自主防災組織を日ごろから震災の発生を予想した訓練等を積み重ねてさらに強力なものとするように努める。

2 自主防災組織の編成

本市における自主防災組織は、自治会を単位として現在165団体が組織されているが、その編成は、各地域の実情に合わせたものとするが、おおむね次のような内容のものとする。

会 長	情報連絡班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	初期消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難場所への迅速、安全な避難
	給食給水班	飲料水、非常食品の確保、炊き出し

3 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	初 期 消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	情 報 連 絡 班 〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避 難 誘 導 班 〃 〃
給 食 給 水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給 食 給 水 班 〃 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 〃 班 〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 〃 班 〃

4 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
-----	-----	-----

消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は初期消火班出動	全 員 " 初 期 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救 出 救 護 班 "
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救 出 救 護 班 "
情 報 対 策	1 各世帯による情報連絡班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災組織との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	各 世 帯 情 報 連 絡 班 " " " "
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避 難 誘 導 班 " "
給 食 給 水 対 策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給 食 給 水 班 " "

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐火、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と連携した訓練の実施

事業所の行う訓練又は南海トラフ地震臨時情報発表時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民と連携のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を総務管理課に設置する。

第9節 災害ボランティア活動環境の支援計画

一般災害編第2章第14節「災害ボランティア支援計画」を準用する。

第10節 防災訓練に関する計画

総務管理課	福祉介護課
子育て健康課	消防本部
消防団	

防災訓練については、一般災害編第2章第3節「防災訓練に関する計画」を準用するものとするが、海溝型の南海トラフ地震や、活断層による地震等突発的に発生する地震に対する訓練を次により実施し、これらの地震に対してその対応に万全を期すものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第1 南海トラフ地震防災訓練

毎年1回南海トラフ地震の臨時情報発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達等を中心とした実践的な総合訓練を実施し、市がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

第2 突発的に発生する地震防災訓練

突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の訓練を実施する。

第3 個別防災訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の個別防災訓練を実施する。

1 職員の動員、本部運営訓練

- (1) 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の収集伝達、本部体制の確立訓練
- (2) 勤務時間外に南海トラフ地震臨時情報発表された場合を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の伝達訓練

2 情報の収集伝達訓練

- (1) 防災行政無線やアマチュア無線資格者による様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- (2) 初動体制職員による情報の収集伝達訓練

3 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

市と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難の指示等の実施、消防本部による消防相互応援等を含む訓練

4 応急対策訓練の実施

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な下記内容の防災訓練を年1回以上実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 大規模地震発生時の災害応急対策

第11節 要配慮者対策の推進

総務管理課	企画財政課
市民課	福祉介護課
子育て健康課	産業観光課
建設課	地域整備課
教育委員会	消防本部
消防団	

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第13節「要配慮者対策の推進計画」の定めによるものとする。

第1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる避難行動要支援者であることから、予防査察等の機会を利用し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災設備等の整備

消防法等により整備を必要とする防災設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、設備機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日から1週間程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力を得られるよう、地域の自主防災組織と連携した訓練を実施する。

第2 観光客及び外国人対策

地理に不案内な観光客や、災害に対する知識に乏しく日本語の理解も不十分な外国人に対し、平常時から基礎的な防災情報の提供等、防災知識の普及に努める。

第3 幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は地震の発生に備え、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、しておくとともに、幼児、児童、生徒の防災教育に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童、生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童、生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童、生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童、生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が動員される状況も予想されるため、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

2 地震防災教育指導

幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

- (2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方
災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため
地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。
- (3) 地震防災教育の指導内容の概要
 - ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
 - イ 災害ボランティア活動の進め方
 - ウ 応急救護、看護の実践的学習
 - エ 防災訓練のあり方

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各課共通

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章「一般災害応急活動体制」の定めるところによる。

第1 災害対策本部設置前の警戒体制、災害対策本部の設置等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」を準用する。

第2 災害対策本部の所掌事務
 災害対策本部の所掌事務は、下記のとおりとする。

注1) 時期区分は次のとおりである。

初動：災害警戒又は発生～

応急：3日目～

復旧：8日目～

注2) ●は主担当、○は副担当を示す。

部（部長）名	班（班長）名	時期区分			分掌事務
		初動	応急	復旧	
総務対策部 (総務部長)	総務管理班 (総務管理課長)	●			災害対策本部の設置、廃止、庶務
		●			本部会議の開催
		●			自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整
		●			県、他市町村への応援要請、連絡調整
		●			各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ
		●			災害応急対策全般の調整
		●			気象情報、地震情報等の収集伝達
		●			県、関係機関との災害情報の交換
		●			住民組織（自主防災組織等）との連絡調整
		●			市域の災害情報の取りまとめ
		●			災害情報の県、国、関係機関への報告、通知
		●			警戒区域の設定
		●			避難の指示等
		●			緊急通行車両の確認申請
		●			車両、燃料の確保、配車
		●		公共施設、公共空地の利用調整	
		○		職員の動員配備	

		○			土砂災害の警戒活動	
秘書広報班 (秘書広報課長)	●				本部長指示による被災地の現地調査	
	●				災害広報	
	●				報道機関への協力要請、報道対応	
	●				災害に関する写真、ビデオ等による記録	
	●				職員の動員配備	
		●			職員の給食、衛生管理	
				●	見舞者等への応接、秘書	
	○				自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整	
	○				県、他市町村への応援要請、連絡調整	
	○				各班との連絡調整、活動状況の取りまとめ	
	○				災害応急対策全般の調整	
			○	復興計画の企画立案		
企画財政班 (企画財政課長)	●				避難所の開設	
	●				災害救助法の適用申請	
		●			避難所の運営と支援	
				●	災害応急対策に係る財政措置	
				●	災害救助費関係資料の作成、報告	
				●	復興計画の企画立案	
	○				旅行者、滞在者の安全確保	
				○	応急仮設住宅の建設等	
			○	応急仮設住宅の入居者選定		
まちづくり創生班 (まちづくり創生課)	○				避難所の開設	
			○		避難所の運営と支援	
特命推進班 (特命推進課長)	○				避難所の開設	
			○		避難所の運営と支援	
会計班 (会計課長)	○				避難所の開設	
			○		避難所の運営と支援	
				○	義援金の受け入れ、保管、配分	
議会事務局班 (議会事務局長)	●				議員との連絡調整	
	○				避難所の開設	
			○		避難所の運営と支援	
短大班 (短大事務局長)	●				学生の安全確保、安否確認	
				●	応急教育	
	○				避難所の提供と開設	
			○		避難所の運営と支援	
市民生活対策部 (市民生活部長)	税務班 (税務課長)	●			食料、生活物資、資機材等の緊急輸送	
			●		物資集配拠点の設置	
			●		民間建物等の被害調査	
					●	罹災証明
		○				食料の確保、供給
		○				生活物資の確保、供給
				○		炊き出しの実施、支援

		○		物資の受け入れ、仕分け等
市民班 (市民課長)	●			被災者台帳の作成と安否情報の提供
	●			食料の確保、供給
	●			生活物資の確保、供給
	●			納棺用品等の確保
	●			大月都留広域事務組合との連絡調整
	●			仮設トイレの設置
		●		炊き出しの実施、支援
		●		物資の受け入れ、仕分け等
		●		被災者相談
		●		遺体の埋葬
		●		し尿の処理
		●		生活ごみの処理
		●		動物の保護、収容（家畜を除く）
			●	がれきの処理
		○		食料、生活物資、資機材等の緊急輸送
			○	物資集配拠点の設置
		○	被災地の防疫	
(出張所)	○			所管区域内の住民組織（自主防等）との連絡調整
	○			所管区域内の災害情報の取りまとめ
	○			所管区域内の災害広報
		○		所管区域内の被災者相談
福祉介護班 (福祉介護課長)	●			避難行動要支援者の安全確保、安否確認
	●			遺体の収容、安置
		●		ボランティアの活動支援
		●		避難所の要配慮者に対する応急支援
		●		福祉避難所の開設、運営
			●	要配慮者への各種支援
			●	義援金の受け入れ、保管、配分
			●	災害弔慰金等の支給
		○		炊き出しの実施、支援
		○	福祉仮設住宅の供給	
子育て健康班 (子育て健康課長)	●			医療救護所の設置、医師会、歯科医師会、薬剤師会への派遣要請
	●			富士・東部保健所への医療救護班の派遣要請、連絡調整
	●			医療救護活動の支援
	●			医薬品、資機材の確保
		●		被災地の防疫
	●			保育園児の安全確保、安否確認
	●			学童クラブ利用者の安全確保・安否確認
			●	応急保育
	○			生活物資の確保、供給
		○		ボランティアの活動支援
		○		物資の受け入れ、仕分け等

	保健師班 (保健師・栄養士等)		○	被災者相談	
			○	福祉避難所の開設、運営	
		●		災害時期に応じた進捗管理、保健師の体制調整	
		●		健康課題に関する情報の整理・全体の分析	
		●		施策の検討、支援チームへのオリエンテーション	
		●		各種団体・保健所との連絡調整	
産業建設対策部 (産業建設部長)	産業観光班 (産業観光課長)	●		土砂災害の警戒活動	
		●		旅行者、滞在者の安全確保	
			●	食料、生活物資等の安定供給及び価格の指導	
			●	商工業関係の被害状況調査及び応急対策	
			●	観光関係の被害状況調査及び応急対策	
			●	農作物、農耕地の被害状況調査及び応急対策	
			●	林産物及び水産施設の被害状況調査及び応急対策	
			●	家畜及び畜産施設の被害状況調査及び応急対策	
			●	家畜の保護、収容	
		○		交通情報の収集、道路規制等の交通対策	
		○		道路交通の確保	
		○		避難の指示等	
		○		避難所の提供と開設	
			○	避難所の運営と支援	
			○	がれきの処理	
	建設班 (建設課長)		●		土砂災害の警戒活動
			●		警戒区域の状況把握、報告
			●		交通情報の収集、道路規制等の交通対策
●				道路交通の確保	
●				住家、河川等の障害物の除去	
				●	福祉仮設住宅の供給
				●	応急仮設住宅の建設等
				●	応急仮設住宅の入所者選定
				●	被災住宅の応急修理
○					避難の指示等
○					水害の警戒活動
			○		被災建築物の応急危険度判定
	○		被災宅地の危険度判定		
地域整備班 (地域整備課長)		●		被災建築物の応急危険度判定	
		●		被災宅地の危険度判定	
		●		飲料水の確保、供給	
		●		東部地域広域水道企業団との連絡調整	
		○		食料、生活物資、資機材等の緊急輸送	
			○		物資の受け入れ、仕分け等
				○	住家、河川等の障害物の除去
				○	福祉仮設住宅の供給

				○	応急仮設住宅の建設等
				○	応急仮設住宅の入所者選定
				○	被災住宅の応急修理
教育対策部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育課長)	●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
				●	応急教育
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
	社会教育班 (社会教育課長)	○			食料、生活物資、資機材の緊急輸送
		○			臨時ヘリポートの設置
		○			避難所の提供と開設
			○		避難所の運営と支援
			○		炊き出しの実施、支援
消水防対策部 (消防長)	消防本部班 (消防総務課長) (警防課長)	●			消防応援の要請、受け入れ、連絡調整
		●			臨時ヘリポートの設置
		●			消防団との連絡調整
		●			避難誘導
				●	罹災証明(火災関係)
	○			気象情報、地震情報等の収集伝達	
	(消防署長)	●			消火活動
		●			救助活動
		●			救急活動
		●			遺体の捜索
		○			避難の指示等
各班共通					班内職員の動員配備 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策 本部調整に基づく所管事項に関する業者等への協力要請 対策部内の応援 本部の指示、調整に基づく各班の応援

注1) 時期区分は次のとおりである。

初動：災害警戒又は発生～

応急：3日目～

復旧：8日目～

注2) ●は主担当、○は副担当を示す。

第2節 職員配備計画

各 課 共 通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定

めるところによる。

(再掲)

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

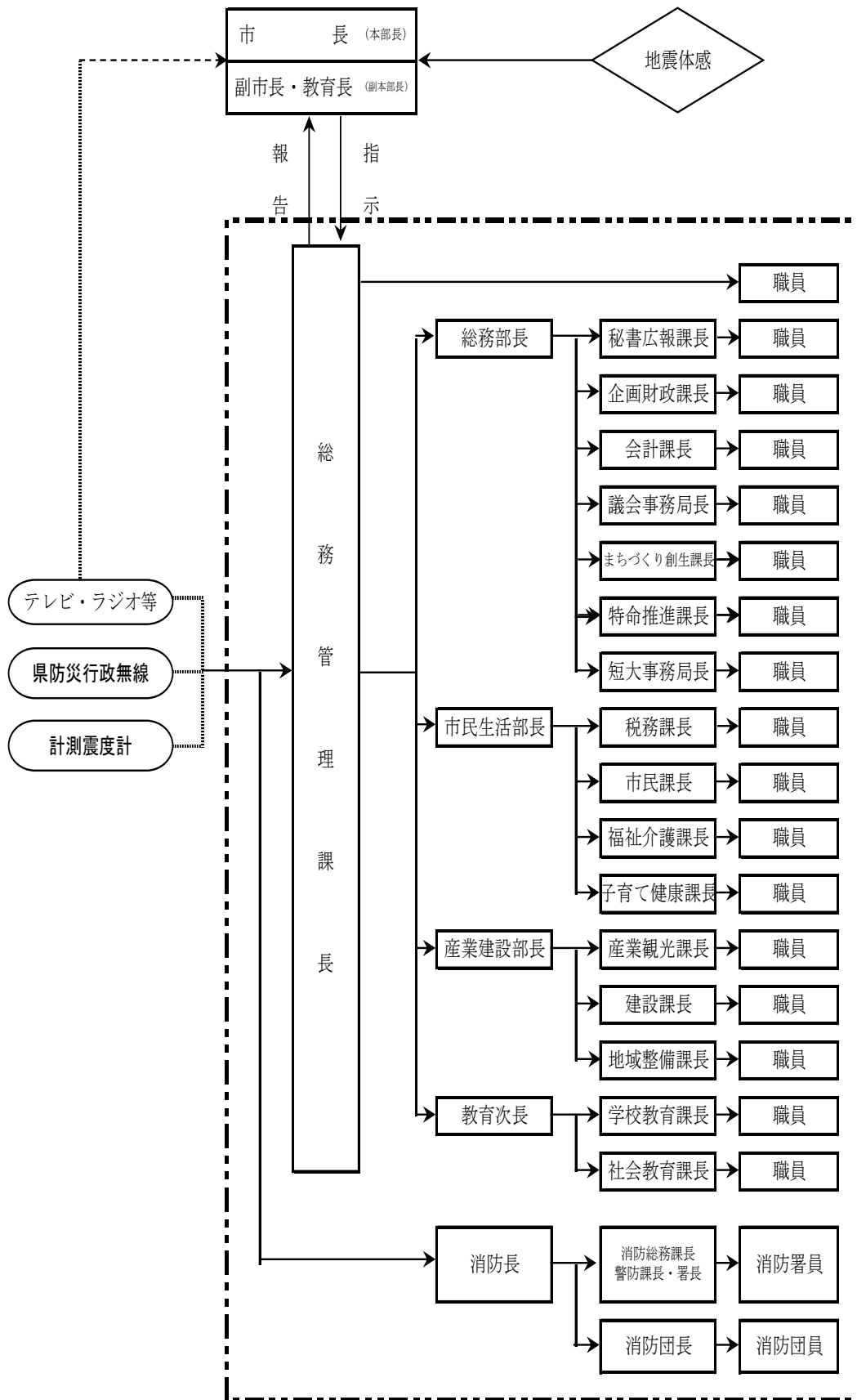
組織	配備	配備基準	主な活動内容	配備要員
	注意配備	① 大月市に、次の注意報の1以上が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・強風注意報 ・大雪注意報 ・風雪注意報	・ 災害情報の収集を行う ・ 事態の推移に伴い、速やかに第1配備に移行できる態勢を整える	総務管理課長及び防災行革担当職員2名以上の自宅待機
	第1配備	① 大月市に、次の警報の1以上が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ② 市域で震度4の地震を観測したとき ③ 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたとき、または火口周辺警報:噴火警戒レベル3(入山規制)が発表されたとき。	・ 災害情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに第2配備に移行できる態勢を整える	・ 部等長 ・ 総務管理課長及び防災行革担当職員 ・ 次に掲げる課等の長及び必要に応じ長が指名する職員 秘書広報課、産業観光課、建設課、地域整備課
災害警戒本部	第2配備	① 大月市に、土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 次の特別警報の1以上が発表されたとき ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報 ② 市域で震度5弱、5強の地震を観測したとき ③ 噴火警報:噴火警戒レベル4またはレベル5が発表されたとき。 ④ その他市長が必要と認めたとき	・ 情報の収集、伝達 ・ 応急対策活動に着手 ・ 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢	・ 部等長 ・ 総務管理課職員全員 ・ 全課等長及び長が指名する職員 ・ その他、情勢に応じて増員してくものとする
災害対策本部	第3配備	① 大規模な被害が発生したとき ② 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ④ 富士山の噴火発生後、本市が溶岩流又は降灰等の影響を受ける可能性があるとき ⑤ その他市長が必要と認めたとき	市の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	全職員

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第1 勤務時間内における配備

1 動員伝達

- (1) 大規模地震が発生した場合、総務管理課長は、本部長（市長）の指示により配備態勢を決定し、各部課長等にこれを伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防長は消防団長にも伝達する。
- (2) 各部課長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



- (3) 初動期における緊急措置
各部長は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。
- (4) 配備体制
各部課長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

第2 勤務時間外における配備

1 勤務時間外の初動体制

- (1) 震度4以上の地震が発生した場合
各震度に対応した配備基準に従い、該当の要員は所属勤務場所に参加し、あらかじめ定められた所掌業務を行う。
- (2) 宿直者の対応
宿直者は、総務管理課職員や初動体制職員が参集するまで、地震災害の情報収集及び連絡等を行う。
- (3) 初動体制職員
市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員（徒歩30分以内で参集できる職員）を、あらかじめ初動体制職員として指名しておく。初動体制職員は、勤務時間外に市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、直ちに登庁し、緊急対策班を編成して、各種情報収集、報告等初動体制にあたるものとする。
- (4) 地区担当職員
指名を受けた地区担当職員は、市域で震度6弱以上の地震を観測したときは災害対策本部の指示を待つことなく、あらかじめ定められた地域対策支部に参加する。
- (5) 自主参集
震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに各自の所属先に参集するものとする。
なお、震度5弱、5強の地震により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

2 参集途上の措置

- (1) 被害状況等の把握
職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

資料編：参集途上で見かけた被害状況報告書 資料-107

- (2) 緊急措置
職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。
- (3) 参集場所

各職員は、各自の所属先に参集する。交通途絶等で困難なときは、最寄りの出張所もしくは避難所へ参集する。

(4) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具、カメラ等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

第3 自主参集後の初動体制

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	震度6弱以上の地震が発生した時には全職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は参集途上における被害状況等の情報収集を行う。 資料編：参集途上で見かけた被害状況報告書 資料-108
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、各自の所属先に参集する。 (2) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの出張所若しくは避難所に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。 (3) 参集の報告 参集した班員は、班長に参集報告を行う。以下、次のとおり、それぞれ参集状況を取りまとめ、本部長へ報告を上げる。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各班長に報告する。 (2) 各班長は、被害状況を総務管理班に集約する。
6 緊急対策班の編成	初動体制職員により緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害応急対策配備体制に戻る。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防本部、警察等と連絡）
- 2 市役所庁舎の被害状況の確認
- 3 災害対策本部員会議開催準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、ヘルメット、ビブス等）
- 4 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 5 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 6 避難所の開設（住民の避難状況、避難所の被災状況の把握）
- 7 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

第4 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は各対策部内で調整するものとするが、対策部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各対策部長は、他の対策部の職員の応援を受けようとするときは、総務対策部長に要請するものとする。

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、要請により、他の対策部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた対策部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。
- (3) 大規模災害が発生した場合で職員の参集率が低い場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第4節 応援協力要請計画

一般災害編第3章第4節「応援協力要請計画」を準用する。

第5節 広域一時滞在計画

一般災害編第3章第5節「広域一時滞在計画」を準用する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第7節 地震災害情報等の収集伝達計画

総務管理課

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけ

けその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 地震情報の種類、発表基準と内容

種 類	内 容
ア 震 度 速 報	発表基準：震度3以上 内容：地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
イ 震 源 に 関 す る 情 報	発表基準：震度3以上(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) 内容：「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。。
ウ 震源・震度情報	発表基準 ・震度1以上 ・津波警報・津波注意報発表時または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)を発表時 内容：地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。 ・国外で発生した大規模噴火を覚地した場合にも発生することがある。
エ 推計震度分布図	発表基準：震度5弱以上 内容：観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
オ 長周期地震動に関する観測情報	発表基準：震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合 内容：地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級等や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。
カ 遠地地震に関する情報	発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 内容：地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～

	2時間程度で発表
キ そ の 他 の 情 報	発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 内容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 地震解説資料

県内で震度5弱以上を観測した場合や地震による顕著な影響・被害が発生した場合、地震発生後一定期間掲載される。

(3) 緊急地震速報（警報）

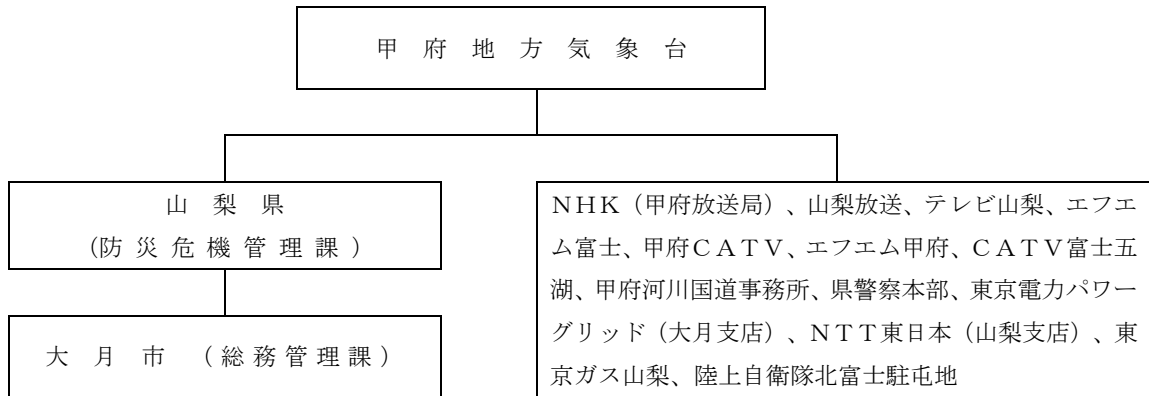
気象庁は、強い揺れ（震度5弱以上または長周期地震動階級3以上）が予想される地域及び震度4が予想される場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れがを予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所付近では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(4) 伝達先



2 地震情報の収集

市は、市役所に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

3 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

(1) 伝達内容は、次のとおりとする。

- ア 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- イ 地震防災応急対策の指示

(2) 指示内容を例示すると、次のとおりである。

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、市政協力委員長等を通じて市役所に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第8節 被害状況等報告計画

各課共通

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 各職員、総務管理班等による情報収集

各職員、総務管理班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

(ア) 初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務管理班	県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。	
	住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
	消防署班に市民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を県防災危機管理課及び総務省消防庁に報告する。	
秘書広報班	本部長が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。	
地域対策支部	所管区域内の災害情報の収集を行う。 特に事前指名された地区担当職員は、震度6弱以上の地震が発生したときは、担当地区内の被害状況を速やかに把握し、総務管理班に報告する。	

(イ) 被害概況、活動状況の報告

関係各班は必要に応じて被害概況・活動状況を総務管理班に報告する。

なお、災害当初においては次の項目のうち①～⑤の情報収集に努める。

①人 的 被 害	②火 災 の 発 生 状 況
③家屋等の被災状況	④市民の行動・避難状況
⑤土砂災害等の発生状況	⑥道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
⑦医療救護関係情報	⑧その他必要な被害報告

イ 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情 報 の 種 類	災 害 情 報 収 集 先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	消防本部、消防団、自主防災組織
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	消防本部、大月警察署、市内医療機関（北都留医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	NTT東日本（株）山梨支店、（株）NTTドコモ山梨支店、東京電力パワーグリッド（株）大月支店、（社）山梨県エルピーガス協会、地域整備課、東部地域広域水道企業団
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、中日本高速道路（株）東京支社大月保全・サービスセンター、東日本旅客鉄道（株）大月駅、富士山麓電気鉄道（株）、富士急山梨バス（株）
⑤ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、消防団
⑥ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災組織、大月警察署
⑦ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	教育委員会、施設管理者、北都留医師会

ウ 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市災害対策本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの地域対策支部（各出張所）に報告する。

エ 郵便局との情報の相互提供

市は、大月郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、大月郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に提供し、市内の被災状況等を把握する。

オ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により市内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。

資料編 ・ No.3 災害時における大月郵便局、大月市間の相互協力に関する覚書 資料-32

(2) 第2段階に収集する情報

ア 各部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

被害状況等の調査報告及びとりまとめ担当班は、次のとおりとする。

対策部	担当		協力団体等	調査事項
	班	調査責任者		
総務対策部	総務管理班	総務管理課長		他部・班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括 市庁舎等の被害
	短大班	短大事務局長		
市民生活対策部	税務班	税務課長	市政協力委員長・ 自主防災会長等	民間建物等及び固定資産の被害
	市民班	市民課長	各施設管理者	各出張所の被害 ごみ処理、し尿処理施設の被害
	福祉介護班	福祉介護課長	民生委員、各施設 管理者	総合福祉センター、介護関係施設等福祉 施設の被害
	子育て健康 班班	子育て健康課 長	各施設管理者	保育所（園）、認定こども園、学童クラ ブ
産業建設対策部	産業観光班	産業観光課長	農業委員、クレイ ン農業協同組合、 大月市森林組合、 大月市商工会	農産物、林産物、農林業施設、農地及び 山林の被害 岩殿山ふれあいの館等産業観光施設の 被害
	建設班	建設課長	大月市建設協会	道路、橋梁、河川等市の管理する公共土 木施設の被害
	地域整備班	地域整備課長	各施設管理者 指定工事店	下水道施設の被害 簡易水道、浄水施設等水道施設の被害

教育対策部	学校教育班	学校教育課長	各学校長、各施設管理者	小・中学校、学校給食センター等学校教育施設の被害
	社会教育班	社会教育課長	各施設管理者	図書館、郷土資料館、市民会館、総合体育館、公民館等施設の被害
消水防対策部	消防本部班	消防総務課長 警防課長		消防施設の被害

イ 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により建設班を中心に調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動に当たっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

第2 情報のとりまとめ

総務管理班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

地域対策支部は、所管区域内の災害情報をとりまとめ、総務管理班を支援する。

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項ごとの詳細な内容の整理

第3 災害情報の報告等

一般災害編第3章第8節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

第9節 広報計画

総務管理課 秘書広報課
消防団

一般災害編第3章第9節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ、正確な情報を住民に提供し、住民の心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務管理班及び秘書広報班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政無線放送（資料編に掲げる広報文例による。）
- 2 メールマガジン「おおつき 防災安全メール」による広報
- 3 市のホームページ、インターネットによる広報
- 4 広報車による巡回広報
- 5 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 6 自主防災組織を通じての広報
- 7 報道機関への協力要請による広報

資料編 ・ 地震発生に伴う広報文例 資料-83

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき防災対策
- 10 避難場所や避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

住民の心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、状況に応じオートバイ等を用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

CATVへ障害者や外国人に対する放送（手話通訳・字幕入放送・文字放送、外国語放送）を依頼するとともに、これらの放送を視聴するよう広報を行う。

また、必要により外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力に

よる外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアと連携し戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

＜震災時に有効な広報手段及びその特色＞

伝達手段	種別	特色
広報車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
市防災行政無線	被 生	〃
掲示板	生 安	各避難場所・避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各避難所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能
インターネット	被 生 安	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能
C A T V	被 生 安	受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル（171）」をNTTが開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

第10節 災害通信計画

一般災害編第3章第10節「災害通信計画」を準用する。

第11節 消防計画

総務管理課	建設課
消防本部	消防団

大規模地震による被害から、住民の生命、財産を保護するため、次のとおり効率的な消防活動を図るものとする。

なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第12節「消防計画」の定めによるものとする。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

第2 震災被害

第1に掲げるような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

1 初期活動

大地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 車両等の安全確保
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 消火活動

- (1) 大地震は、人命に対する多様な危険現象を複合的に発生させるが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。

したがって、大地震時においては、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力をあげて火災の早期鎮圧及び延焼防止を図らなければならない。

- (2) 大規模火災又は爆発事故が発生し、消防各部の活動では効果が得られないと判断した場合は、速やかに災害対策本部長に増強隊を要請するとともに、消防団との積極的な協力活動を実施するものとする。
- (3) 火災の延焼が拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、近接市町に応援を要請するものとする。

ア 応援部隊の集結場所の指定

(ア) 応援部隊の集結場所を指定する。

(イ) 集結場所には、地元の誘導部員を派遣しておく。

イ 応援部隊の水利の誘導

延焼阻止線に最も近いしかも安全な道路を選んで誘導する。

3 防火水利

大地震時には、消火栓の使用は不可能と予想されるので、自然流水、防火水槽又はプール等の水利を有効に利用して消火活動にあたるものとする。

4 救出・救助活動

大地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の混乱などが複合し、大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出、救助については、防火活動に優先して行うものとする。

5 避難路の確保

- (1) 大地震時においては、二次災害による火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾

- 注し、安全な避難路を確保するものとする。
- (2) 火災現場における避難誘導は、消防隊が消防団、地域住民の協力を得て、安全な一定区域まで行うものとする。

第3 地震発生時の警防対策

1 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

(1) 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近接住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防本部等との連絡に努めるものとする。

(2) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

(3) 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

(4) 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資器材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

- (1) 各分団器具置場に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに器具置場に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。

(2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の

広報に当たる。

第4 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

第5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第6 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

また、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

資料編	・No.1 消防相互応援協定 資料-32
	・No.2 山梨県常備消防相互応援協定書 資料-32

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

第12節 緊急輸送計画

一般災害編第3章第16節「緊急輸送計画」を準用する。

第13節 交通対策計画

一般災害編第3章第17節「交通対策計画」を準用する。

第14節 被災建築物応急危険度判定計画

地域整備課

地震により被害を受けた建築物は、余震などにより人的被害を与える可能性がある。そこで、大地震発生後の救命・救急・消防活動を併せて、建築行政の役割として、被災した建築物の応急的な安全性の判定を行う必要がある。

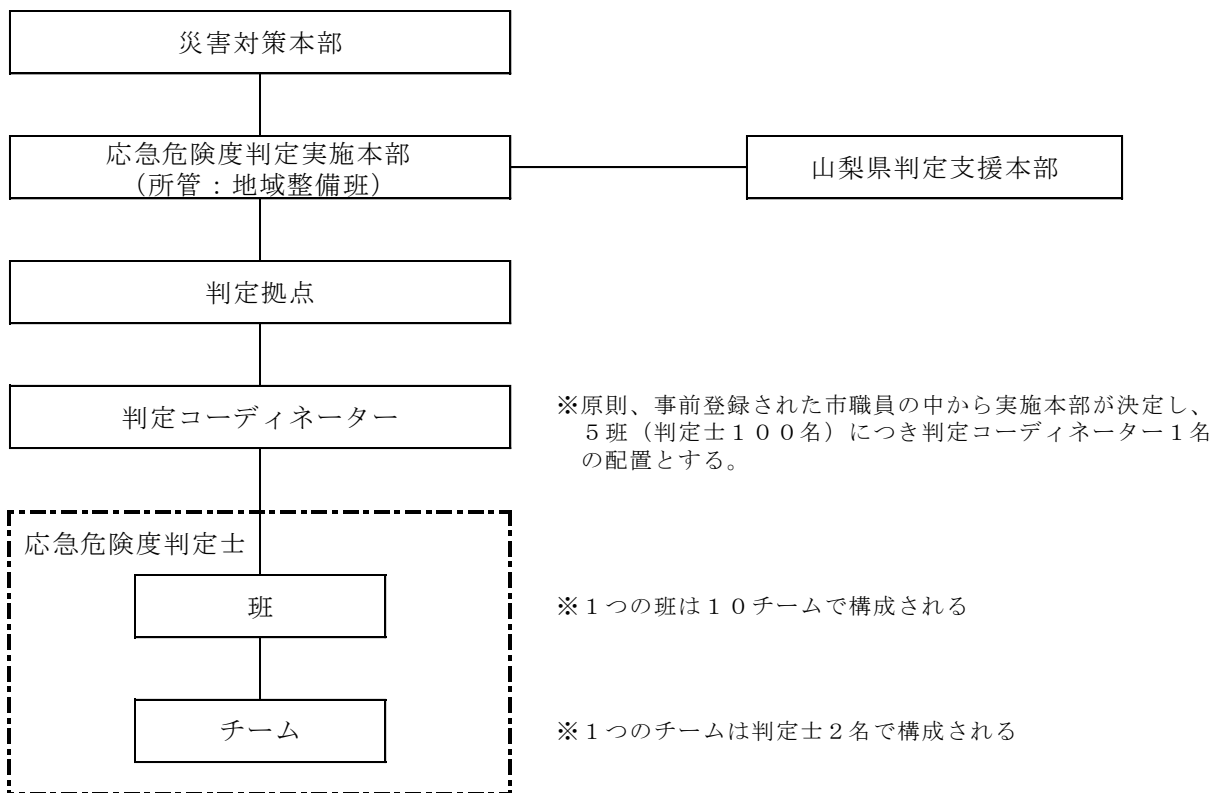
このため、市は、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建築物の危険度を調査する。

第1 応急危険度判定実施本部の設置

災害対策本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を地域整備班に設置し、被災建築物応急危険度判定業務マニュアル等に基づき判定作業を行う。

なお、被災建築物の応急危険度判定が必要と認める大規模地震の目安としては震度5弱以上とし、震度6弱以上の場合はいかしの建物被害が発生する可能性が高いことから応急危険度判定を実施するものとする。

1 応急危険度判定実施本部の組織



2 応急危険度判定実施本部の業務

実施本部長は、地域整備課長とし、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき次の業務を行う。

- (1) 地震発生時の情報収集
- (2) 応急危険度判定実施本部及び判定拠点の設置
- (3) 判定作業計画等の作成
- (4) 判定時配付チラシ等、判定資機材の準備
- (5) 判定拠点毎の応急危険度判定士・判定コーディネーターの人数決定
- (6) 山梨県判定支援本部への応急危険度判定士及び資機材の支援要請
- (7) 市民への広報
- (8) 応急危険度判定士の参集要請及び派遣要請
- (9) 応急危険度判定士の受入れ、参集判定員名簿の作成・管理
- (10) 判定活動環境の整備（移動手段、応急危険度判定士の食事、宿泊施設等の確保）
 - (11) 応急危険度判定士の災害補償
 - (12) 応急危険度判定の実施
 - (13) 応急危険度判定に関する問い合わせ等、相談窓口の開設
 - (14) 応急危険度判定実施結果の総集計、資料整理
 - (15) 山梨県判定支援本部への報告

第2 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、原則事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に支援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき応急危険度判定士の指導・支援を行う。

【判定コーディネーターの業務内容】

- ・ 応急危険度判定実施の準備（判定業務に必要な資料の作成、調査区域の設定等）
- ・ 応急危険度判定士の受入れ準備（実施本部が作成・準備した判定資機材を班毎に配付準備）
- ・ 応急危険度判定士の受付（判定実施日ごとに当日受付）
- ・ 判定資機材等の配付及び回収
- ・ 応急危険度判定士の判定作業の説明（担当調査区域、判定実施方法、移動手段、集合時間等）
- ・ 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

第3 判定作業

参集した応急危険度判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼り付ける。

【判定ステッカーの内容】

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	黄色	この建築物に立ち入る場合は十分注意してください。

調査済	青色	この建築物は使用可能です。
-----	----	---------------

第15節 被災宅地危険度判定計画

地域整備課

大規模な地震又は降雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保しなければならない。

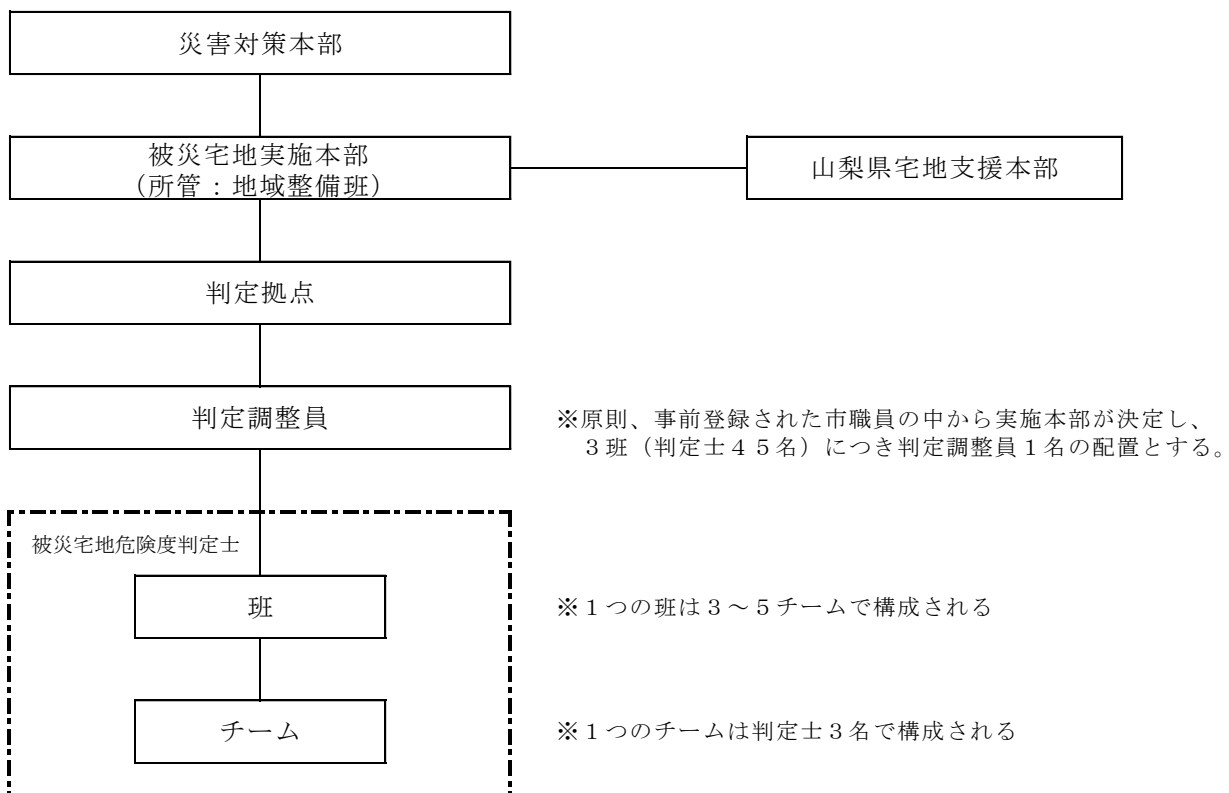
そこで市は、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地の危険度を調査する。

第1 被災宅地実施本部の設置

災害対策本部長は、大規模な地震又は降雨等が発生し、宅地が大規模かつ広範囲に被災し宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地実施本部を設置し、被災宅地危険度判定業務マニュアル等に基づき判定作業を行うものとする。

なお、被災宅地危険度判定が必要と認める大規模地震の目安としては震度5弱以上とし、震度6弱以上の場合には、宅地に何かしらの被害が発生する可能性が高いことから、危険度判定を実施するものとする。

1 被災宅地実施本部の組織



2 被災宅地実施本部の業務

実施本部長は、地域整備課長とし、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき次の業務

を行う。

- (1) 災害発生時の情報収集
- (2) 被災宅地実施本部及び判定拠点の設置
- (3) 被災宅地危険度判定実施の決定及び宣言
- (4) 被災宅地危険度判定実施計画書の作成
- (5) 判定拠点毎の判定士・判定調整員の人数決定
- (6) 山梨県宅地支援本部への判定士及び資機材の支援要請
- (7) 市民への広報
- (8) 被災宅地危険度判定士の参集要請及び派遣要請
- (9) 被災宅地危険度判定士の受入れ、参集被災宅地危険度判定士名簿の作成・管理
- (10) 被災宅地危険度判定活動環境の整備（移動手段、被災宅地危険度判定士の食事、宿泊施設等の確保）
- (11) 被災宅地危険度判定士の災害補償
- (12) 被災宅地危険度判定の実施
- (13) 被災宅地危険度判定に関する問い合わせ等、相談窓口の開設
- (14) 被災宅地危険度判定実施結果の総集計、資料整理
- (15) 山梨県宅地支援本部への報告

第2 判定調整員

判定調整員は、原則事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。判定調整員は、マニュアルに基づき被災宅地危険度判定士の指導・支援を行う。

【判定調整員の業務内容】

- ・被災宅地危険度判定実施の準備（判定業務に必要な資料の作成、調査区域の設定等）
- ・被災宅地危険度判定士の受入れ準備（実施本部が作成・準備した判定資機材を班毎に配付準備）
- ・被災宅地危険度判定士の受付（判定実施日ごとに当日受付）
- ・判定資機材等の配付及び回収
- ・被災宅地危険度判定士の判定作業の説明（担当調査区域、判定実施方法、移動手段、集合時間等）
- ・判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

第3 判定作業

参集した被災宅地危険度判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」のいずれかの判定ステッカーを、宅地等の見やすい場所に貼り付ける。

【判定ステッカーの内容】

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険宅地	赤色	この宅地に入ることは危険です。
要注意宅地	黄色	この宅地に入る場合は十分注意してください。
調査済宅地	青色	この宅地の被災度は小さいと考えられます。

第16節 災害救助法の適用計画

一般災害編第3章第18節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第17節 避難計画

総務管理課	企画財政課
まちづくり創生課	特命推進課
会計課	議会事務局
短大事務局	福祉介護課
子育て健康課	産業観光課
教育委員会	消防本部
消防団	

一般災害編第3章第19節「避難計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い避難場所を2箇所以上確認しておき、避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認しておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、地域住民の意見を取り入れた避難計画策定への配慮、防災訓練の実施や防災マップの作成配布等により、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難の指示等の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、避難誘導に努める。その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

3 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスの閉止や電

気のブレーカーを落とした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第2 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの指定避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市災害対策本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により被災建築物応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。被災建築物応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

資料編 ・ 指定避難所と指定緊急避難場所一覧 資料-92

・ 地区避難所 資料-93

3 避難所への職員派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員の情報に基づき、開設可能な施設の中から、避難所として開設する必要性が高いと認められる施設を順次選定し避難所派遣職員を派遣して、避難所の開設に必要な業務に従事させるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 避難行動要支援者の保護

一般災害編第3章第20節「避難計画」第7「福祉避難所の開設」に定めるところにより、福祉避難所を開設して、避難行動要支援者の保護に努める。

6 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレを開放するほか、市備蓄の簡易トイレの使用、協定に基づく応援要請等により仮設トイレを確保し、設置する。

資料編 ・ 食料等備蓄の状況 資料-99

・ 市備蓄倉庫 資料-100

・ No.8 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 資料-32

・ No.51 災害時における循環型バイオ水洗トイレ等の供給に関する協定書 資料-34

8 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、男女両方が参画する避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

第18節 要配慮者、避難行動要支援者対策計画

一般災害編第3章第11節「要配慮者、避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第19節 医療助産計画

一般災害編第3章第20節「医療助産計画」を準用する。

第20節 防疫計画

一般災害編第3章第21節「防疫計画」を準用する。

第21節 食料及び生活必需物資供給計画

一般災害編第3章第22節「食料供給計画」及び第23節「生活必需物資供給計画」を準用する。

第22節 給水計画

一般災害編第3章第24節「給水計画」を準用する。

第23節 教育計画

教育委員会

一般災害編第3章第25節「教育計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連

絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第2 学校

1 地震発生後の措置

児童・生徒 在 校 中	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、家庭科教室（調理室）の稼働の可否については必ず報告するものとする。</p> <p>6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
児童・生徒 不在時	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

第3 社会教育施設

1 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第24節 災害廃棄物処理計画

一般災害編第3章第26節「災害廃棄物処理計画」を準用する。

第25節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

一般災害編第3章第27節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」を準用する。

第26節 救助・救出計画

市 民 課	子育て健康課
消 防 本 部	消 防 団

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第29節「救助・救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や心肺蘇生法等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、トランシーバー、市防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防本部への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

(4) 緊急消防援助隊出動要請

災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

資料編 ・ No.8 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 資料-32

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、北都留医師会と連携の上、その災害特性を把握した上で活動し、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定するため、トリアージタグを用いてトリアージを実施する。

(3) 医療救護班は、トリアージの実施結果を踏まえ、重症者を被災現場から救護所または後方医療機関へ搬送する。搬送にあたっては、消防本部の救急車、市及び輸送業者の車両を利用するとともに、自主防災組織、地域住民に協力を要請する。

後方医療機関へ搬送する場合は、医師会、県災害対策本部の協力を得て、収容先医療機関の被害状況や空床情報を迅速・的確に把握する。搬送にあたっては、消防本部の救急車、市及び輸送業者の車両を用いるとともに、必要に応じて自衛隊及び県ヘリコプターによる搬送を要請する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施

できるようにする。

第27節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第3章第29節「死体の捜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第28節 障害物除去計画

一般災害編第3章第30節「障害物除去計画」を準用する。

第29節 生活関連施設の応急対策計画

一般災害編第3章第31節「生活関連事業等の応急対策計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

総務管理課	地域整備課
消防本部	消防団

第1 上水道施設応急対策

地域整備課及び東部地域広域水道企業団は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、上水道施設、簡易水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

地域整備課及び東部地域広域水道企業団が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時富士・東部保健所及び関係機関に情報提供する。

3 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定める。

4 富士・東部保健所への被害状況報告

県が定める「災害発生報告書」を用いて、県防災行政無線、FAX、電話等により、速やかに富士・東部保健所に報告するものとする。

5 工事業者等への協力要請

「災害時における復旧支援協力に関する協定」により、応急復旧工事に必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）を公益社団法人日本下水道管路管理業協会（窓口は関東支部山梨県部会）へ協力を要請する。

6 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

7 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

資料編 ・ No.17 簡易水道施設災害復旧等に関する協定書 資料-32

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

地域整備課が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

地域整備課は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

(1) 応急処置の緊急度及び工法

(2) 処置資材及び作業員の確保

(3) 設計及び監督技術者の確保

(4) 復旧財源の措置

(5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 広報

地域整備課は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

1 県内の電力は、千葉県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。

2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。

3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

第4 簡易ガス施設応急対策

1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。

4 避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとと

もに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

- 2 販売施設等は、安全点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 4 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、そ通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話（株）山梨支店長が定める東日本電信電話（株）東京事業部災害等対策実施細則に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

NTT東日本（株）山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが見込まれるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

- ア 可搬型移動無線機による途絶の解消（特設公衆電話等、臨時回線の作成）
- イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ウ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧
- エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第30節 労働力確保計画

一般災害編第3章第32節「労働力確保計画」を準用する。

第31節 住民生活安定事業計画

一般災害編第3章第33節「住民生活安定事業計画」を準用する。

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意報、巨大地震警報）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編第2章による。

第2節 南海トラフ地震臨時情報等について

第1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対策がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードに付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○ 1ヶ所以上のひずみ計での有意な変化 ^{※4} と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^{※4} が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^{※5} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で 2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日から1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の

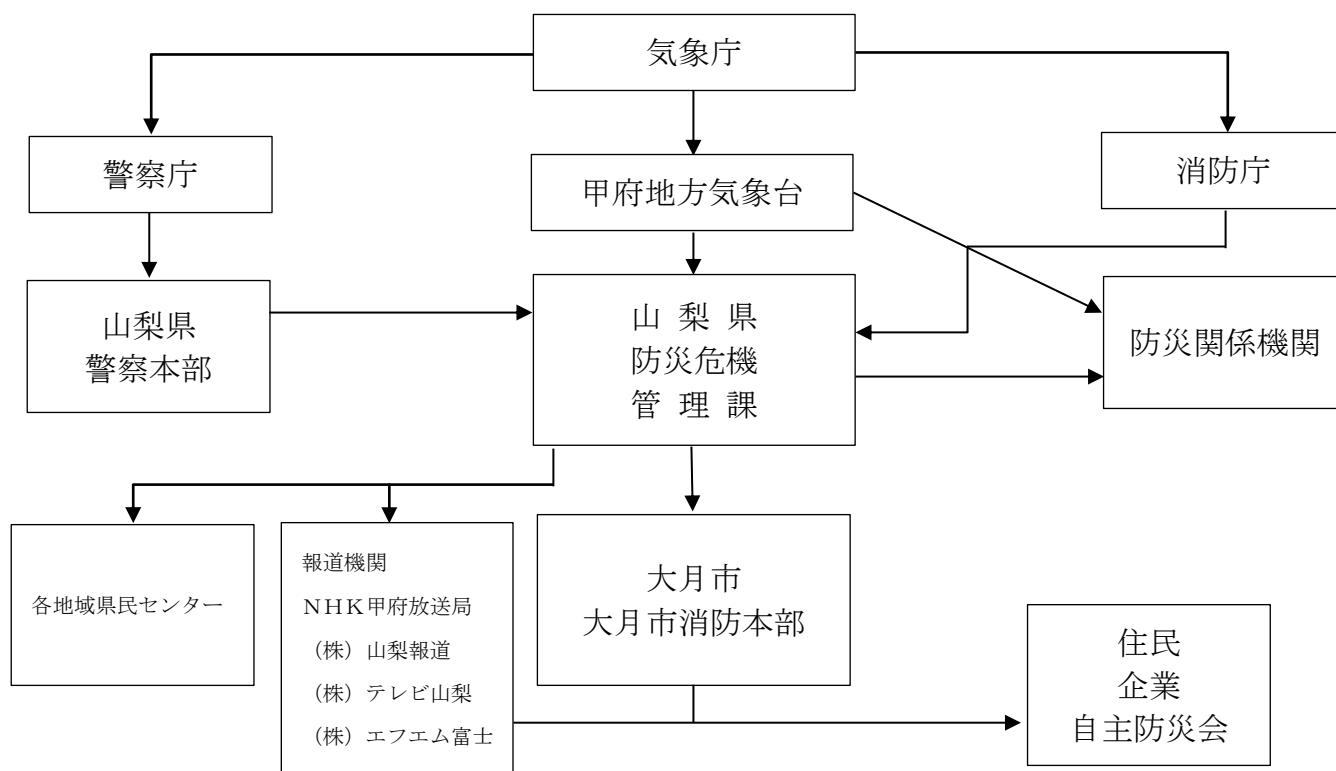
地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は、以下のとおり。



2 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの市の対応

組織	配備	情報名	主な活動内容	配備要員
		南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連絡会議の開催 ・ 発表された情報の共有 ・ 情報収集 ・ 連絡体制の確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務管理課長及び防災行革担当職員2名以上の配備
災害警戒本部	第2配備	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連絡会議の開催 ・ 発表された情報の共有 ・ 応急対策の確認など、地震への備えを徹底 ・ 市民への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警戒本部体制
災害対策本部	第3配備	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連絡会議の開催 ・ 発表された情報の共有 ・ 応急対策の確認など、地震への備えを徹底 ・ 市民への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部体制

備考 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めるときは、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 市の広報活動

市の広報手段等については、本編第3章第9節「広報計画」、による。

2 問い合わせ対応

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口を総務管理課に設置する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間等

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3 避難所の運営

本編第3章第17節「避難計画」による。

第4 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

5 放送

(1) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と連携して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、視聴覚障がい者等も情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

第5 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

第6 交通

1 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

第7 市が管理を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市は、道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

2 各施設に共通する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
<留意事項>

来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際にとるべき防災行動をとり得るよう、適切な伝達方法を各施設が事前に検討すること。

避難場所や避難経路、交通対策状況その他必要な情報を職員等が併

せて伝達するよう各施設が事前に検討すること。

- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 各施設における緊急点検、巡視

3 個別事項

- (1) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (2) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- (4) 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第9
2 (1) に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
イ 無線通信機等通信手段の確保
ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等については、本編第3章第17節「避難計画」によるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の災害応急対策の実施状況に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 市の広報活動

市の広報手段等については、本編第3章第9節「広報計画」、による。

2 問い合わせ対応

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口を総務管理課に設置する。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震波を除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対策をとる旨を呼びかけるものとする。また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。